

協議第6号

合併の方式について

平成14年11月8日提出

飛騨4町村合併協議会
会長 松井 靖典

飛騨4町村合併協議会の調整内容

協議項目	合併の方式		関係項目	
調整の内容	(案) 古川町、河合村、宮川村及び神岡町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。			
項目	新設合併(対等合併)	編入合併(吸収合併)	備考	
定義	<p>二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。</p> <p>合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。</p> <p>合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。</p> <p>原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例あり。</p> <p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。</p> <p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。</p>	<p>一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入する(吸収する)こと。</p> <p>編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。</p> <p>編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。</p> <p>首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例あり。</p> <p>編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。</p> <p>編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。</p>		